

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月2日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第60号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年四日市市規則第92号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 (略) (初任給に関する経過措置) 3 <u>平成28年7月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第11条から第14条までの規定の適用を受けることとなるもの(平成28年4月1日(以下この項において「調整日」という。))において40歳に満たない職員を除く。</u> のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができる)と定められている号給を除く。)の号数を減じた数を別表第9に定める昇給号給数表	附 則 1 及び 2 (略) (初任給に関する経過措置) 3 <u>この規則の施行の日から平成28年6月30日までの間に新たに職員となり、その者の号給の決定について第11条から第14条までの規定の適用を受けることとなるもののうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。))から、これらの規定による号給(以下、この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができる)と定められている号給を除く。)の号数を減じた数を別表第9に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数で除して得た数の年数(1未満の端数があるとき</u>

のC欄の上段に掲げる号給数で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第11条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となったもので採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（管理職手当の支給を受ける職員で市長が定めるものにあつては、同年の10月1日）以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における平成27年四日市市規則第14号による改正前の第25条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで

(2) 調整日において48歳に満たない職員（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 調整日において47歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。）

は、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第11条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となったもので採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（管理職手当の支給を受ける職員で市長が定めるものにあつては、同年の10月1日）以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日まで（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

<u>平成19年1月1日から平成20</u> <u>年1月1日まで</u> <u>(4) 調整日において42歳に満たない</u> <u>職員 平成19年1月1日</u> 4から6まで (略)	4から6まで (略)
---	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)